

## 高石市教育委員会定例会会議録

(令和7年11月定例会)

### 開会及び閉会の年月日時

開 会	令和7年11月19日 午後2時00分
閉 会	令和7年11月19日 午後2時27分

### 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 山 本 圭 作 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 委 員 : 西 村 朋 恵
事務局職員	参 与 併 教 育 部 理 事 : 山 本 富 之 教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長 : 沼 守 政 光 教 育 部 次 長 : 石 栗 雅 彦 教 育 部 次 長 : 山 崎 阳 子 教 育 部 こども未来室長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 吉 村 智 博 学 校 教 育 課 長 : 菅 原 康 晴 教 育 総 務 課 長 代 理 : 水 谷 直 社 会 教 育 課 参 事 兼 課 長 代 理 : 船 富 学 学 校 教 育 課 参 事 兼 教 育 研 究 センター 所 長 : 黒 井 将 典 学 校 教 育 課 長 代 理 : 山 川 喜 三 こども家庭課長 : 乾 直 史 子 育 て 支 援 課 長 : 米 山 秀 公

### 議題及び議事の要旨及び議決事項

#### ・議案第1号 高石市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

学校教育課長	議案第1号「高石市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」説明します。 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに当該機関及び団体相互の連携調整を図るため、高石市いじめ問題対策連絡協議会を開催します。 その協議会委員に高石市いじめ問題対策連絡協議会条例第3条及び第4条の規定に基づき、2ページ記載の候補者名簿のとおり6名の方に委員の委嘱をするものです。 なお、6名の候補者全員新任となっており、委嘱日は、令和7年11月25日、任期については、委嘱日から1年間で令和8年11月24日までとなっています。
--------	--

西村陽子委員	この協議会は、どういうことを協議するのですか。
学校教育課長	令和6年8月に文部科学省によるいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定がありました。その内容を踏まえ、現在本市のいじめ防止基本方針の改定を進めています。 この改定に向け、その内容、連携体制等について記しますので、関係機関の代表の方からの意見、また、連絡体制の確認等を実施するために本協議会を開催します。
山本教育長	この基本方針の改定案については、7年度末頃にはこの教育委員会定例会に示すということでおろしいですか。
学校教育課長	現在改定を進めている基本方針については、7年度末までに示す予定をしています。
採決	可決

#### ・議案第2号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>議案第2号「市長からの意見聴取について」説明します。</p> <p>本議案は、令和7年第4回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた件について、異議ない旨、回答するものです。</p> <p>議案の内容について、説明します。</p> <p>議案第2号別冊資料の1ページから2ページ、「議案第1号 高石市三宅みらい教育基金条例制定について」説明します。</p> <p>高石市羽衣在住の三宅夫紀子様は、生前において、本人名義の預貯金、有価証券、その他の預託財産を換金により得た金銭の20分の19を高石市に寄贈する遺言公正証書を作成されていました。</p> <p>その後、三宅様は、令和7年3月5日に亡くなられ、「私が人生を終えた時、微々たる遺したものを持ちたまつて高石市に贈り、将来を担う子供達の為に少しでもお役に立てて頂ければ私が生涯に受けた種々数々の恩にひとつかけらの恩返しになるでしょうか。貧者の一燈です。生涯お世話になった方々に心からお礼申し上げます。有り難うございました」との教育長宛ての遺言書を残されていました。</p> <p>教育委員会としては、三宅様の尊い遺志を受け、金銭を受領し、遺贈寄附金については、子どもたちの教育振興に活用していくにあたり、「高石市三宅みらい教育基金」を創設するため、条例制定を行うものです。</p> <p>なお、施行日は、公布の日としています。</p> <p>また、遺贈寄附金額は、206,245,690円となり、基金の執行については、三宅様の遺志を踏まえ、子どもたちの更なる教育向上に向けて活用したいと考えていますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、3ページから11ページ「議案第3号 高石市旅費支給条例の全部改正について」説明します。</p> <p>本議案は、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、職員等の旅費に関する条例の全部を改正するものです。</p> <p>主な改正内容は、宿泊料を宿泊費と名称を改め、これまでの固定額ではなく、地域別の実費支給方式に変更するものです。</p> <p>国の基準を参考にして、現行の定額13,000円を下回らないよう、13,000円を下限として、19,000円を上限に地域別に基準額を規定するものです。</p>
--------	---

	<p>また、日当を宿泊手当と名称を変更し、日帰りの日当を廃止し、宿泊を伴う場合に限り、宿泊手当を支給するものです。</p> <p>宿泊手当額については、1夜につき 2,400 円を支給します。ただし、朝食や夕食が提供される場合には減額をします。</p> <p>なお、施行日は、令和 8 年 4 月 1 日としています。</p> <p>次に、12 ページから 15 ページ「議案第 5 号 高石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について」説明します。</p> <p>本議案は、こども施策をこれまで以上に迅速かつ効果的・効率的に推進するため、教育委員会において、「こども未来部」を令和 8 年 4 月 1 日に創設し、教育委員会事務局を 2 部体制とすることに伴い、関係条例の整備を行う必要があり、「高石市子ども・子育て会議条例」の一部を改正するものです。</p> <p>なお、施行日は、令和 8 年 4 月 1 日としています。</p> <p>次に、16 ページから 31 ページの議案第 6 号「令和 7 年度高石市一般会計補正予算」について、説明します。</p> <p>本議案は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正をするものです。</p> <p>まず、教育費の歳出の主なものについて、説明します。</p> <p>27 ページの教育費の教育総務費の事務局費において、教育振興を目的として指定された寄附金 206,246,000 円を三宅みらい教育基金積立金として計上しています。</p> <p>次に、28 ページの教育費の小学校費及び中学校費の学校給食費において、米飯を中心とした価格の高騰により、賄材料費を小、中学校費合計で 33,846,000 円計上しています。</p> <p>以上が「市長からの意見聴取について」の内容となります。</p>
山本教育長	「こども未来部」ができますが、事務執行のあり方は、今までどおりということでおいいですか。
教育部長	<p>15 ページの高石市組織機構図のとおり、現在は教育部の所属下に「こども未来室」がありますが、改正後は、「こども未来部」となり、教育委員会事務局が 2 部体制となります。</p> <p>事務執行については、現在のほぼすべてが市長の権限に属する事務ですので、これまでどおり教育委員会の補助執行となり、変わりありません。</p>
西村陽子委員	三宅みらい教育基金の条例制定と基金積立金の予算が計上されていますが、その使い道はどうなりますか。
教育部長	<p>今回については、基金設置に係る条例制定、以前に受領しました寄附金の積立の補正予算の 2 点です。</p> <p>実際の使途については、遺言書のとおり将来を担う子ども達のために使ってほしいとのことですので、今後、検討が必要となってきますが、現時点では新年度予算を計上する際に教育委員会定例会にお諮りし、使い道について決定していきたいと考えています。</p>
佐野慶子委員	基金条例の管理及び運用に関するのですが、貴重な財産をうまく運用していただけるようお願いします。
教育部長	委員ご指摘の件は、条例の第 3 条のところに「確実かつ有利な方法により保管しなければならない」と規定されていますので、運用の原資を約束されているようなものであって、かつ運用益が高いもの等、出来るだけ運用益をさらに積立できるように工夫していきたいと思います。
採決	可決

・報告第1号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、6ページ記載の学校教育課1件、社会教育課5件、合計6件の報告をするものです。
山本教育長	報告があつたものとして処理します。

・報告第2号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和7年10月8日から令和7年11月18日までの当委員会関係諸行事について説明。
山本教育長	報告があつたものとして処理します。